

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和5年度第1回高松市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和5年6月14日（水）14時～14時55分
開催場所	高松市役所11階 113会議室
議 題	1 各課における個人情報取扱事務登録簿数について（報告） 2 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価（全項目評価書）の変更案について（諮問：感染症対策課） 3 令和4年度 審査請求番号3番 保有個人情報の一部開示及び不開示決定に係る審査請求について（諮問：生活福祉課）
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
出席委員	阿部委員、香西委員、前原委員、松繁委員
欠席委員	塩田委員
担当課及び連絡先	コンプライアンス推進課 087-839-2155

会議の経過及び結果

- 1 議事録署名委員の指名
松繁委員が指名された。
- 2 報告
(1) 事務局より報告、質疑応答
- 3 審議
議事2について
(1) 事務局による概要説明
(2) 実施機関（感染症対策課）による概要説明及び質疑応答
(3) 委員による審議
(4) 結論
本件「予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価（全項目評価書）」は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項の規定に基づく特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）における審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしており、
適当と認める。

議事3について
(1) 事務局による概要説明
(2) 実施機関（生活福祉課）から「一部開示及び不開示決定」理由等の説明及び質疑応答
(3) 委員による審議

(4) 結論

本件個人情報開示請求に対して、市長が一部開示及び不開示決定とした処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。

なお、当該審査請求について、次に掲げる3点を答申等で審査請求人に伝達するよう、当該審査会の意見が付された。

- ・行政文書に記録されていない情報は、保有個人情報開示請求の対象外であること
- ・行政文書に記録されていない情報を新たに行政文書に記録させる権限を、審査会は有していないこと
- ・職員の処分、審査請求人の訴訟支援は、審査請求の対象外であること

(5) 事務局による答申案の作成及び会長決裁への一任について、出席委員全員が了承した。